

Clip! 各種手当について

問合せ先：福祉課 子育て支援担当
福祉課 障害者支援担当 ☎(46)5112

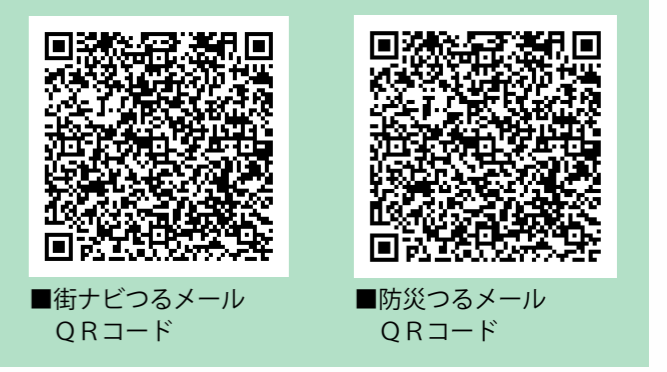
- ◎児童扶養手当**
 父または母と生計を同じくしていない子を養育しているひとり親家庭などに対して、児童扶養手当が支給されます。
支給条件
 ○父母が婚姻を解消した
 ○父または母が死亡した
 ○父または母が一定の障害状態にある
 ○父または母の生死が明らかでない
 ○父または母から引き続き一年以上遺棄されている
 ○父または母が一年以上拘禁されている
 ○未婚の母の子
 ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けることが出来るときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。
所得制限
 所得制限があります。受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。また、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。
手当額(4月から)
 ■全部支給
 月額41,430円
 ■一部支給
 月額9,780円
 41,420円
- ◎ひとり親家庭医療費助成**
 ひとり親家庭の親と子の、父母のいない子の医療費(保険診療分)を助成します。
支給要件
 ひとり親家庭の親と子または、父母のいない子
所得制限
 所得制限があります。また、毎年8月に更新手続きが必要です。
 ※児童扶養手当・ひとり親家庭医療費における「子」とは、18歳を迎えた年度が終了(3月31日)するまでの子どもをいいます。
◎特別児童扶養手当
 在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。
支給要件
 手当は、障害程度により1・2級に分かれます。
 ○1級該当 身体障害者手帳1、2級・療育手帳A程度
 ○2級該当 身体障害者手帳3、4級・療養手帳B-1程度
 または、同程度以上の精神障害のある児童
所得制限
 受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。また、第2子加算は月額5,000円、第3子以降加算は月額3,000円
- ◎特別障害者手当など**
 身体または知的・精神が重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障がいと認められている方に支給されます。
◎特別障害者手当
 身体または知的・精神が重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障がいと認められていると認められる方に支給されます。
所得制限
 この手当は、所得制限があります。また、受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要になります。
手当額(4月から)
 ■障害児福祉手当
 月額14,280円
 ■特別障害者手当
 月額26,260円

Clip! 都留市お知らせメールができました

問合せ先：政策形成課 政策担当

- 街ナビつるメール**
 都留市役所から暮らしやイベントの情報、さらには市民の皆さんが主催する市民向けイベントの情報などをメールでお届けします。
 ※お知らせしたいイベントがある方は、まず都留市まちづくり市民活動支援センター ☎(46)5236 で登録ください。
登録方法
 下の図をご覧ください。
注意事項
 ※ご利用の際は、パケット通信料がかかります。
- 防災つるメール**
 防災行政無線で放送される内容をメールでお届けします。防災行政無線が聞こえにくい地域の方や市外に通勤されている方、また、市内に一人暮らしの学生さんやお年寄りがいる市外のご家族の方にご利用いただけます。
- ※メールアドレスを入力する際は、お間違いないようお願いいたします。
 ※迷惑メール対策などでドメイン指定受信を設定されている方は、「e-teleszuk99.com」からのメールも受信できるように指定受信の追加をしてください。
- 携帯電話からの登録方法**
 ①QRコード(下図)の読込 → ②URLヘジャンプ → ③メールアドレスの入力 → ④確認メールが届く → ⑤本登録ページにアクセス → ⑥再度メールアドレスの入力 → ⑦登録完了
- パソコンからの登録方法**
 ①「くらしねっと」検索 → ②山梨電子申請ポータルサイト(やまなしくらしねっと)にアクセス → ③メールマガジン → ④自治体「都留市」検索 → ⑤メールの配信申込 → ⑥メールアドレスの入力 → ⑦確認メールが届く → ⑧本登録ページにアクセス → ⑨再度メールアドレスの入力 → ⑩登録完了

手のひらに、街のいまが届く



Clip! パブリック・コメントを募集します

問合せ先：下記をご覧ください

- 次の案件に対して、市民の皆さまの「パブリック・コメント」を募集します。
「都留市暴力団排除条例(案)」
目的・趣旨
 暴力団の排除を推進する機運は全国的に高まっており、都留市でも、安全で安心なまちづくりを目指すため、「都留市暴力団排除条例」を制定する準備を進めています。
 市が作成した条例(案)について、パブリック・コメント制度に基づき公表し、市民の皆様からのご意見を募集いたします。
意見の募集期間
 5月1日(火)～14日(月)
意見の募集方法
 ○直接提出
 〒402-8501
 都留市上谷1-1-1
 都留市役所行政管理課
 ○FAX(43)5049
 ○メール
 houseizen@city.suzuki.jp
意見提出に関する注意事項
 意見提出の様式は自由ですが、必ず、住所、氏名、連絡先及び案件名を記入してください。
公表の方法
 市のホームページ、情報公開総合窓口(行政管理課)、各案件ごとの担当課、地域コミュニケーションセンター(土・日・祝日閉庁)で縦覧できますので、ご覧ください。

Clip! 認知症サポーター養成講座のお知らせ

申込・問合せ先：健康推進課 地域包括支援センター ☎(46)5114



山梨中央銀行都留支店での認知症サポーター講座

認知症を理解し、認知症の人やご家族を見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を地域や職場を単位として無料で開催しています。
 内容は、認知症の基礎知識をやさしく紹介し、「認知症サポーター」が地域や職場でなにができるかを考える約90分の講義で、修了者には「認知症サポーター」の証である「オレンジリング」を交付いたします。
 ご要望のある地域、職場などの団体の皆様は地域包括支援センターまでご相談いただけますようお願いいたします。